

令和7、8、9、10年度京都府園部総合庁舎機械警備業務仕様書

この仕様書は、京都府園部総合庁舎の機械警備業務の内容を示すものであるが、仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(契約対象物件)

第1条 契約対象物件は、次のとおりとする。

(1) 対象物件名、構造、延べ床面積

対象物件名：京都府園部総合庁舎（附属棟含）

構 造：鉄筋コンクリート造（附属棟は鉄骨造）

延べ床面積：4,623.64 m²（附属棟は2,221.64 m²）

(2) 所在地

京都府南丹市園部町小山東町藤ノ木21

(業務内容)

第2条 乙は、契約対象物件を保全するため、次に定める防犯警備業務及び火災異常警備業務を行うものとする。

(1) 防犯警備業務とは、契約対象物件に係る設備異常の監視業務並びに設備異常を察知した場合における警察機関への通報業務及び緊急対処業務をいう。

(2) 火災異常警備業務とは、警報装置又は火災報知設備によって関知される契約対象物件に係る火災異常監視業務並びに火災異常を察知した場合における消防機関への通報業務及び緊急対処業務をいう。

2 乙は、業務実施期間中に契約対象物件に事故が発生したときは、警備員を直ちに急行（火災の場合は、あわせて管轄の消防署に連絡）させるものとし、その後、遅滞なく当該事故の状況、措置の内容、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。

(警備方法)

第3条 乙は、契約対象物件に設置した警報装置によって伝達される「異常」の有無を業務実施期間中、間断なくその監視本部において監視担当者を定め、監視するものとする。

(警報装置)

第4条 乙が契約対象物件に設置する警報装置は以下のとおりとする。

(1) 警報センサー

施設の運用により、ブロック別に設置すること。また、契約時には、設置図面を提出すること。受託者側監視センターではどの回路が異常か、判明できるようにし、個別の信号として判断できるようにシステム構築すること。

(2) ブロック開閉器

(1)をブロック別に作動・解除させる機器

(3) 警報機器集中管理装置

(2)のブロック別開閉状態を表示し、ブロック別及び一斉に(1)による信号を監視させ

る機器

(4) 送信機

(3)及びその他警報装置からの異常を報知し、監視本部に送信する機器

(5) 断線監視器

(4)と監視本部を接続する電話回線の断線を監視する機器

(保守点検)

第5条 機械警備が正常に行なえるよう、修理・点検等の適宜保守点検を受託者が責任をもって行うものとする。

(届出)

第6条 京都府公安委員会への届出を行うこと。

(損害賠償)

第7条 受託者の過失により委託者が損額を被った場合、受託者は対人賠償・対物賠償各併せた事故10億円を限度として賠償の責任を負う。

(警報機械の設置)

第8条 本仕様の定めのとおり設置する機器の新たな設置及び新たな配線工事については、受託者の責任で行なうこと。機器設置及び新たな配線工事に発生する費用については、全て受託者の負担とする。

なお、警備機器の交換により契約期間中に機械警備を本仕様通り出来ない場合は、警備発注者及び受注者が協議の上、無警備状態が出ないように対処する。

(工事について)

第9条 工事料金については受託者負担とする。